

令和7年10月25日

各 位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会
(東京運輸支局・一般社団法人東京都トラック協会)

改正貨物自動車運送事業法にかかるアンケート調査 ご協力をお願いについて

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

皆様におかれましては、平素より当協議会の運営に関しましてご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第213回国会において、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）」が成立し、令和6年5月15日に公布されました。

このうち、貨物自動車運送事業法においては、トラック事業における多重下請構造の是正を図るため、実運送体制管理簿の作成、契約内容の書面交付などを盛り込んだ法改正が行われ、これらについては、既に令和7年4月1日から施行されているところです。

トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会では、貨物自動車運送事業法の改正のうち令和7年4月施行にかかるものについて、その内容を改めて周知するとともに、現時点での皆さまの取組状況について把握をするため、アンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、業務ご多忙の折大変恐縮に存じますが、本調査にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

ご回答にあたって

1. 東京都内で事業用トラックが配置されている営業所の実態について把握することを目的としておりますので、ご回答に際しては「東京都内で事業用トラックが配置されている営業所」を対象としてご回答ください
2. 回答は、右下のQRコードより専用サイトに入っていただき、令和7年11月28日(金)までにご回答願います。
3. 本調査の情報のとりまとめについては、個人情報の保護に関する法令等に基づき、取り扱いには十分注意します。
4. この調査票に回答頂いた内容は、本調査の目的以外には使用することはありません。
5. 本調査の調査主体は「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会」ですが、調査に関するお問合せについては調査委託先である(株)NX総合研究所の大原（oharam@nx-soken.co.jp）までよりしくお願いいたします。



URL: <https://forms.gle/32YrQ1MFS7NLJZn66>